

(案)

第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画
における中間年での見直しについて
(計画期間 令和2年度～令和6年度)

令和5年 月

小樽市

目 次

第1部 事業計画の中間年における見直しの実施

- 1 見直しの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 見直しの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2部 各事業の中間年における見直しについて

- 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直しについて
 - (1) 需要量の見込みと実績について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 事業計画策定後の保育施設・幼稚園の施設形態の移行等について・・ 2
 - (3) 需要量の見込みの見直しの検討及び確保方策の見直しについて・・ 2

- 2 地域子ども・子育て支援事業の見直しについて
 - (1) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）・・・・・ 6
 - (2) 一時預かり事業（保育所における一時預かり（一般型））・・・・・ 7
 - (3) 病児（病後児）保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (4) 実費徴収に係る補足給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- 3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う
施策との連携
 - (1) 障害児施策の充実等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

- 4 子どもを地域で守る取組について
 - (1) 子どもの貧困対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 子どもの居場所づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第1部 事業計画の中間年における見直しの実施

1 見直しの考え方

第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」といいます。）は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、教育・保育の提供体制や地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を行うため、小樽市子ども・子育て会議における議論を経て、令和2年3月に策定しました。

計画の策定に当たっては、子育て世帯に対するニーズ調査を実施し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の各事業の「需要量の見込み」を算出した上で、これに対応するための「確保方策」（提供体制）を定めました。

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間と定めていますが、令和2年度及び令和3年度の実績を調査した結果、事業計画に記載している「需要量の見込み」や「確保方策」と実績値が大きくかい離している事業が見受けられ、また、関係施策の新たな取組等があることから、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（内閣府令和4年3月18日事務連絡）（以下、「国の手引き」といいます。）に基づき令和4年度に計画の見直しを行うこととしました。

2 見直しの内容

教育・保育の確保方策について、事業計画策定後に新たに新制度幼稚園や認定こども園に移行した教育・保育施設に係る修正等の見直しを行いました。

地域子育て支援事業等について、実績値が計画における需要量の見込みと大きくかい離している場合や大きなかい離はないものの、市の判断により見直しが必要とした事業について、需要量の見込み及び確保方策の見直しを行いました。

また、掲載事項について、現状に沿った見直し等を行いました。

第2部 各事業の中間年における見直しについて

1 教育・保育の需要量の見込みと確保方策（提供体制）の内容等の見直しについて

(1) 需要量の見込みと実績について

令和3年度の需要量の見込みと実績は、次のとおりです。

(単位:人)

区分	1号	2号	3号		
				0歳	1・2歳
①令和3年度の需要量の見込み	568	988	659	192	467
②令和4年3月1日現在の実績	572	1,004	676	187	489
③令和3年度の需要量の見込みとの比較 (②÷①×100)	100.7	101.6	102.6	97.4	104.7

(2) 事業計画策定後の保育施設・幼稚園の施設形態の移行等について

事業計画策定後に、保育施設・幼稚園の施設形態の移行等があった施設は、いなほ幼稚園が認定こども園（幼稚園型）から認定こども園（幼保連携型）へ移行し、ゆりかご保育園が保育所から認定こども園（保育所型）へ移行しました。また、認可外保育施設について1件の増（岡田ファラシャーフィック）がありました。このほか、まや幼稚園、長橋幼稚園、小樽高田幼稚園、朝里幼稚園の4施設が子ども・子育て支援新制度における幼稚園へ移行しました。

(3) 需要量の見込み及び確保方策の見直しについて

国の手引きでは令和3年4月1日時点の実績値と当初計画時の需要量の見込みを比較し、10%以上のかい離がある場合は見直しが必要としていますが、0歳の支給認定者数は年度末にかけて増加することから、本市においては、年度末である令和4年3月1日時点の実績値を基に見直しの必要性の有無を検討しました。

検討の結果、需要量の見込みと令和4年3月1日時点の実績とのかい離は、幼稚園利用児童は0.7%、3歳以上の保育所利用児童は1.6%、3歳未満の保育所利用児童は2.6%（0歳 ▲2.6%、1・2歳 4.7%）となり、各認定区分いずれも10%以上のかい離がないため、需要量の見込みの見直しは行いません。

確保方策については、「(2) 事業計画策定後の保育施設・幼稚園の施設形態の移行等について」のとおり幼稚園の新制度への移行に基づく部分の見直しを行いました。

令和2年度、令和3年度（実績）

【令和2年度】

（単位：人）

	計画						実績							
	1号	2号		3号	0歳	1・2歳	1号	2号		3号	0歳	1・2歳		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外					
①需要量の見込み 【利用希望児童数】	594	902	1,032	1,417	693	200	493	610	921	1,121	1,499	689	197	492
②【児童定員合計】 確保方針	特定教育・保育施設	★を除く 448	-	802	704	190	514	★を除く 448	-	802	704	190	514	
	上記以外の幼稚園※1	550	-	-	-	-	-	550	-	-	-	-	-	
	幼稚園及び預かり保育	* 308	-	-	-	-	-	* 308	-	-	-	-	-	
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	認可外保育施設	-	-	0	68	39	29	-	-	0	69	34	35	
	合計	1,306	802	772	1,574	229	543	1,306	802	773	1,575	224	549	
過不足 (②-①)	404	78	79	29	50	385	-8	84	27	57				
	幼稚園 ← → 保育所						幼稚園 ← → 保育所							

【令和3年度】

（単位：人）

	計画						実績							
	1号	2号		3号	0歳	1・2歳	1号	2号		3号	0歳	1・2歳		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外					
①需要量の見込み 【利用希望児童数】	568	863	988	1,352	659	192	467	572	764	1,004	1,352	676	187	489
②【児童定員合計】 確保方針	特定教育・保育施設	★を除く 461	-	802	704	190	514	★を除く 481	-	792	657	175	482	
	上記以外の幼稚園※1	550	-	-	-	-	-	550	-	-	-	-	-	
	幼稚園及び預かり保育	* 295	-	-	-	-	-	* 275	-	-	-	-	-	
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	認可外保育施設	-	-	0	68	39	29	-	-	0	69	34	35	
	合計	1,306	802	772	1,574	229	543	1,306	792	726	1,518	209	517	
過不足 (②-①)	443	109	113	37	76	542	-20	50	22	28				
	幼稚園 ← → 保育所						幼稚園 ← → 保育所							

※1 平成27年度からの子ども・子育て支援新制度における施設型給付費を受ける保育所・幼稚園・認定こども園は、「特定教育・保育施設」に含み、私学助成を受ける従来型の幼稚園は「上記以外の幼稚園」に含みます。

令和4年度（実績の見込み）

【令和4年度】

（単位：人）

	計画					
	1号	2号		3号	0歳	1・2歳
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外			
①需要量の見込み 【利用希望児童数】	812	929	1,283			
②確保方策 【児童定員合計】	535	277	652	631	185	446
特定教育・保育施設	479	-	802	704	190	514
上記以外の幼稚園※1	550	-	-	-	-	-
幼稚園及び預かり保育	277	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	0	68	39	29
合計	1,306		802	772	229	543
過不足 (②-①)	494	150	141	44	97	

幼稚園 ← → 保育所

見込み

1,029
-

・4施設が子ども・子育て支援新制度に移行したため、全て「特定教育・保育施設」の区分にするもの
 $479+550=1,029$

令和5年度、令和6年度（計画値の変更）

【令和5年度】

（単位：人）

	計画					
	1号	2号		3号	0歳	1・2歳
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外			
①需要量の見込み 【利用希望児童数】	793	908	1,243			
②確保方策 【児童定員合計】	522	271	637	606	177	429
特定教育・保育施設	485	-	802	704	190	514
上記以外の幼稚園※1	550	-	-	-	-	-
幼稚園及び預かり保育	271	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	0	68	39	29
合計	1,306		802	772	229	543
過不足 (②-①)	513	165	166	52	114	

幼稚園 ← → 保育所

変更後

1,035
-

・4施設が子ども・子育て支援新制度に移行したため、全て「特定教育・保育施設」の区分にするもの
 $485+550=1,035$

【令和6年度】

（単位：人）

	計画					
	1号	2号		3号	0歳	1・2歳
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外			
①需要量の見込み 【利用希望児童数】	754	863	1,187			
②確保方策 【児童定員合計】	497	257	606	581	170	411
特定教育・保育施設	499	-	802	704	190	514
上記以外の幼稚園※1	550	-	-	-	-	-
幼稚園及び預かり保育	257	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	0	68	39	29
合計	1,306		802	772	229	543
過不足 (②-①)	552	196	191	59	132	

幼稚園 ← → 保育所

変更後

1,049
-

・4施設が子ども・子育て支援新制度に移行したため、全て「特定教育・保育施設」の区分にするもの
 $499+550=1,049$

※1 平成27年度からの子ども・子育て支援新制度における施設型給付費を受ける保育所・幼稚園・認定こども園は、「特定教育・保育施設」に含み、私学助成を受ける従来型の幼稚園は「上記以外の幼稚園」に含みます。

2 地域子ども・子育て支援事業の見直しについて

地域子ども・子育て支援事業とは、全ての子育て家庭を支援する事業であり、市町村の実状に応じて子ども・子育て支援法第59条第1項各号に掲げる「地域子ども・子育て支援事業」（全13事業）を実施するものです。本計画では、第一期計画を経て、より多様な子育て支援を充実させるため、13事業の5年間（令和2年度～令和6年度）の数値目標を設定し、需要量の見込み及び確保方策（提供体制）を記載しています。

今回、見直しの必要性について検討を行い、事業実施施設数の増減に伴い需要量の見込み及び確保方策に修正が必要なものや実績値と計画値に大きな離が見られたものについて、見直しを行いました。

検討の結果は次のとおりです。

【見直しを行った事業】

- (1) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- (2) 一時預かり事業（保育所における一時預かり（一般型））
- (3) 病児保育事業
- (4) 実費徴収に係る補足給付事業

【見直しを行わない事業】

実績値に大きな離が見られなかったこと、また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であることから、次の事業は見直しを行いません。

- ・利用者支援事業（①特定型・基本型、②母子保健型）
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・一時預かり事業（幼稚園等における一時預かり（幼稚園型））
- ・時間外保育（延長保育）事業
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・多様な事業者の参入促進事業

(1) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

本事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業となっています。

【見直しの内容について】

「確保方策」について、令和3年度から新たに市外にある児童養護施設（岩内町）に業務委託を行っていることから、3施設から4施設として令和5年度及び令和6年度の計画値の見直しを行いました。

（市外の児童養護施設（仁木町・蘭越町・札幌市北区・**岩内町**）

■現在の計画値■

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
需要量の見込み 実利用人数／年	10	10	10	10	10
確保方策 実施施設数	3	3	3	3	3



■見直し内容■

	実績		見込み	新計画値	
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
需要量の見込み 実利用人数／年	5	8	7	10	10
確保方策 実施施設数	3	4	4	<u>4</u>	<u>4</u>

(2) 一時預かり事業（保育所における一時預かり（一般型））

本事業は、家庭での保育が一時的に困難となった幼児を保育所等で一時的に預かり必要な保護を行う事業で、本市においては日赤保育所、あおぞら保育園、認定こども園ゆりかご保育園の3施設で実施しています。

【見直しの内容について】

「確保方策」について、日赤保育所が令和4年度から当面の間、本事業を休止し、3施設から2施設になったことから、令和5年度及び令和6年度の計画値について見直しを行いました。

（算出方法）1施設15人×300日×2施設＝9,000

■現在の計画値■

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
需要量の見込み 延べ利用人数／年	585	585	585	585	585
確保方策 延べ利用人数／年	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500



■見直し内容■

	実績		見込み	新計画値	
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
需要量の見込み 延べ利用人数／年	287	272	268	585	585
確保方策 延べ利用人数／年	13,215	13,125	8,790	<u>9,000</u>	<u>9,000</u>

(3) 病児保育事業

本事業は、保育所等に通っている児童が感染症の発症等により、保育所等を利用できない期間について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士が一時的に保育をする事業で、現在、本市では、認定こども園1施設で実施しています。

令和4年度からは、保育ニーズに対応した、より利用しやすい事業となるよう、対象年齢を1歳から小学生6年生までに拡大したほか、利用登録の更新手続きを廃止するなど、利便性向上に繋がる取組を行っています。

【見直しの内容について】

「需要量の見込み」について、事業計画策定時は、事業開始直後であったため、実績によらず国の手引きに準じて、保護者の仕事を休む割合や利用意向割合など、潜在的要素を用いて算出しましたが、その手法ではかい離が大きいことから、令和2年度及び令和3年度の実績を踏まえた数値に見直しを行いました。なお、令和4年度の需要量の見込みについては、令和4年8月末までの延べ利用者数の実績と令和3年度の9月以降の実績を合計し、45名としました。

また、今後は令和4年度から行っている利便性向上の取組により利用者の増加が見込まれることから、延べ利用者数の実績が令和2年度から令和3年度にかけて約2.7倍になっていることを踏まえ、令和5年度及び令和6年度の計画値については、令和3年度実績の2.5倍程度を見込み、計画値の見直しを行いました。

(算出方法) 41人×2.5倍≒100

■現在の計画値■

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
需要量の見込み 延べ利用人数/年	710	678	643	623	595
確保方策 延べ利用人数/年	720	720	720	720	720



■見直し内容■

	実績		見込み	新計画値	
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
需要量の見込み 延べ利用人数/年	15	41	45	<u>100</u>	<u>100</u>
確保方策 延べ利用人数/年	720	726	720	720	720

(4) 実費徴収に係る補足給付事業

本事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき文房具等の購入費用や給食を実施している場合の副食費について、対象世帯に補助を行う事業で、本市では次の内容で平成28年度から実施しています。

認定区分	対象世帯	補助内容
1～3号認定 (保育所・認定こども園・新制度幼稚園)	生活保護世帯	文房具等の購入費用
新1号認定 (従来型幼稚園)	年収360万円未満の世帯等	副食費

【見直しの内容について】

「需要量の見込み」及び「確保方策」について、令和4年度に市内幼稚園4か所が従来型幼稚園から新制度幼稚園に移行し、市内の幼稚園は全て新制度幼稚園となりました。これにより市内の幼稚園を利用する新1号認定の児童がいなくなることから、実態に合わせた数値に見直しを行いました。なお、新1号認定に係る令和5年度及び令和6年度の計画値については、市外の従来型幼稚園を利用する児童数を3名と見込み、見直しを行いました。

(算出方法) 3人×12月=36

■現在の計画値■

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
需要量の見込み 延べ利用人数/年	1,635	1,635	1,635	1,635	1,635
1号認定	41	41	41	41	41
2・3号認定	106	106	106	106	106
新1号認定	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
確保方策 延べ利用人数/年	1,635	1,635	1,635	1,635	1,635



■見直し内容■

	実績		見込み	新計画値	
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
需要量の見込み 延べ利用人数/年	842	928	117	<u>183</u>	<u>183</u>
1号認定	29	39	34	41	41
2・3号認定	83	82	83	106	106
新1号認定	730	807	0	<u>36</u>	<u>36</u>
確保方策 延べ利用人数/年	842	928	1,635	<u>183</u>	<u>183</u>

3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

事業計画策定後、第2期小樽市障害児福祉計画の策定や医療的ケア児に関する法律が施行されたことから、次のとおり、下線部分について見直しを行いました。

(1) 障害児施策の充実等

本市においては、障がいのある子どもとその家族を支えていくため、北海道や各関係機関との連携の下で、主に次の事項に取り組みます。

【関係機関との連携による支援体制の充実】

・妊婦及び乳幼児に対する健康診査等により障がい等を早期に発見することや、障がい等に
応じた専門的な医療や療育の適切な提供に結び付けていくことなど、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との一層の連携を図ります。

・未就学児に対して、こども発達支援センターやさくら学園において専門的な相談や療育支援を行うほか、「第2期小樽市障害児福祉計画」との整合性を図りながら、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援体制の一層の充実を図ります。

【医療的ケア児への支援体制の構築】

・平成 28 年6月の児童福祉法の一部改正により、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(いわゆる「医療的ケア児」)の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされ、令和3年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されています。

・本市では、令和3年7月から「小樽市医療的ケア児及びその家族に対する支援検討会議」を設置しており、医療的ケア児等コーディネーターや関係機関と連携しながら、適切な支援体制の構築に取り組みます。

【子どもを支える体制の強化】

・保育所等では、身体の障がいなどのほか、自閉症や注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障がいがある子どもの受入れを進めており、今後も、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばすことができるよう、幼稚園教諭や保育士などの研修参加などによる資質向上を図りながら、特別な支援が必要な子どもを支える体制の更なる強化に取り組みます。

4 子どもを地域で守る取組について

事業計画に示す「基本方針(5)子どもを守る仕組みの充実」として、「子どもの貧困に対する対策や子どもの居場所づくりの取組に努めます。」と表記しているものの、事業計画では「10 子どもの貧困対策について」と限定しているため、子どもの居場所づくりに関する取組も掲載が必要と判断し「10 子どもを地域で守る取組について」と項目名について修正を行い、新たに「(2)子どもの居場所づくり」として中項目を設定しました。

また、事業計画策定期間中に、国において「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正や、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定が行われており、その趣旨を踏まえて記載内容を一部修正し、併せて本市の取組状況についても時点修正を行いました。

(1) 子どもの貧困対策

平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。また、令和元年 9 月には「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年 11 月には国において新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されています。

本市においては、平成 27 年度に「子どもの貧困対策庁内連絡会議」を設置し、横断的に貧困対策に取り組む仕組みづくりをするとともに、平成 30 年度には、子育て世帯の経済状況と子どもの生活環境や学校・家庭での過ごし方などとの関係を具体的に把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。

これらを踏まえ、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもたちが能力や可能性を發揮できるような環境づくりに努めていくために、主に次の事項に取り組めます。

【生活支援等の充実】

- ・所得の低い世帯の子どもへの学習・生活支援事業「おたる子ども未来塾」において、子どもへの学習支援のみならず、生活面での相談にも応じます。
- ・保護者に対する就労の支援や経済的支援の着実な実施に努めます。
- ・国や北海道、市の各種支援制度について、更なる周知方法の工夫を図ります。

【庁内取組の強化】

- ・所得の低い世帯に向けた総合的な支援について庁内横断的な検討を更に進めます。

(2)子どもの居場所づくり

北海道では、子どもが安心して利用できる場や、地域全体で子どもを育てる場、交流の場となる子どもの居場所づくりを進めています。本市においても、子どもたちが地域とつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供を運営する地域の団体と連携した支援に取り組めます。

また、児童館等を活用した居場所づくりにも取り組み、児童館等の児童福祉施設の整備とともに関係機関との連携を図ります。